

第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月10日（水）まで

3. 担当課 健康福祉部障害福祉課

4. 募集の趣旨

第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）がまとまったので、パブリックコメント（意見募集）を実施する。
なお、提案のあった意見概要は、後日公表する。

5. 公表する資料

第4次宍粟市障がい者計画、第7期宍粟市障がい福祉計画及び第3期宍粟市障がい児福祉計画（案）

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場所	時間
健康福祉部障害福祉課、一宮保健福祉課、波賀保健福祉課、千種保健福祉課	月～金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く） 午前8時30分～午後5時15分
各市民局まちづくり推進課	
三方町出張所	
市立図書館	火～日曜日（祝日及び12月29日～1月4日、特別整理期間を除く） 午前9時30分～午後5時30分
市公式サイト	募集期間最終日まで（終日）

7. 意見を提出できる人

- ア. 市内に住所を有する者
- イ. 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ウ. 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- エ. 市内に存する学校に在学する者
- オ. パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先	提出期限
直接提出	上記閲覧場所（市公式サイトを除く）に提出	1月10日
郵送	下記まで郵送してください。 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5番地15 宍粟市健康福祉部障害福祉課 宛	1月10日 (必着)
ファックス	0790-63-3062	
電子メール	shogai Fukushi-kk@city.shiso.lg.jp	
応募ホーム	https://logoform.jp/f/aKdqS 又は 右のQRコードから応募	1月10日

10. 注意事項

- ア. 意見を提出する際は、別紙「意見書」記載のとおり氏名等の記入は必須とする。
- イ. 意見に対する個別回答はしない。
- ウ. 意見に対する市の考え方を公表する場合は、市公式サイト等に掲載する。
- エ. 個人が特定できる情報は公開しない。